## 信濃毎日新聞夕刊 05.3.30

指名停止で賠償請求 談合告発業者「長野市は裁量権逸脱」

業界の談合情報を公正取引委員会に告発したのに、排除勧告を受けた他業者と同様の指名停止処分を発注者が下すのは行政裁量権の逸脱ーとして、長野市の第一測量設計コンサルタントが三十日、長野市を相手に慰謝料など総額約八百六十万円の損害賠償を求める訴えを長野地裁に起こした。

訴状によると、同社は二○○一年七月、「脱談合」を宣言して公取委に内部告発。○三年、 公取委は同社を除く四十五社に排除勧告し、長野市は三ヵ月の指名停止にした。一方で同社 は、排除勧告は受けなかったが、公取委から談合をしていた時期についての課徴金は納付命 令を受け、今年一月に納めた。これを受ける形で市は一月、三ヵ月間の指名停止処分にした。

県庁で会見した近藤恒雄社長(六四)は、「談合を告発したわが社と、排除勧告を受けた他 社が同じ三ヵ月間の指名停止処分を受けるのはおかしい」と批判。同席した代理人弁護士は 「内部告発者を保護する公益通報者保護法の施行前だが、司法判断を仰ぎたい」と述べた。 同社に対し、国は指名停止期間の最低限度にあたる二ヵ月間の指名停止処分にしたが、県 は告発者保護の観点で指名停止処分は出していない。

長野市契約課は「訴状を見ていないため、どういう根拠で違法だと主張しているのか分からず、現段階でコメントできない。国のモデルに沿った市の基準に従って措置しており、適法だと考えている」としている。

## 朝日新聞 05.3.31

「談合の内部告発したのに」 指名停止不当と提訴 業者、長野市に賠償請求

談合を内部告発したのに指名停止処分を受けたのは発注者の権限の逸脱・濫用だとして、長野市の第一測量設計コンサルタントが30日、長野市を相手取り、指名停止期間中の損害金

や慰謝料として計約860万円の損害賠償を求める訴訟を長野地裁に起こした。

訴状などによると、同社は、県や長野市などが発注した測量・設計業務の入札で談合が行われているとして、02年に公正取引委員会に内部告発した。公取委は03年、同社を除く業者に排除勧告を行い、長野市は3ヵ月の指名停止処分にした。

同社は排除勧告を受けなかったが、04 年、公取委から課徴金納付命令を受けて、支払った。長野市は「命令を受けて納付した業者は契約先として不適当」として、同社に対して、 今年1月17日から3ヵ月間の指名停止処分とした。

記者会見した同社の近藤恒雄社長(64)は「内部告発をした業者が、他の業者と同じ処分を受けるのはおかしい」と話した。

長野市は「訴状を見ていないので、現時点ではコメントはできない」としている。

なお、県は昨年 10 月、内部告発者保護のため、告発をした業者に指名停止期間の全部または一部の免除を行えるよう指名停止要領を改訂。同社には処分を行わなかった。

## 毎日新聞 05.3.31

県測量入札談合

告発しながら指名停止 長野の業者、市相手取り損賠提訴

公共工事の受注に絡む入札談合問題で、談合の事実を公正取引委員会に告発しながら、長野市から 3 ヵ月の指名停止処分を受けた「第一測量設計コンサルタント」(長野市、近藤恒雄社長)が 30 日、市の処分を不服として、総額約 860 万円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を長野地裁に起こした。

訴状によると同社は 02 年 1 月、談合の事実を公正取引委員会に告発。同委員会は 04 年 7 月、談合に参加していた 45 社に対し排除勧告を通告し、同社に対しては課徴金の納付を命じた。これに対し長野市は 05 年 1 月、同社に対しても他の業者同様に 3 ヵ月間の指名停止処分を下した。同社は「内部告発をしたにもかかわらず、他の業者と同等の処分を受けるのは納得がいかない」などと訴えている。この問題で県は、課徴金納付命令を受けた業者は指名停止対象に当たらないとして、処分は出していない。

近藤社長は会見で市が同社の不服申し立てを却下したことについても触れ、「好んで告発しようと思ったわけではなかった。市民として市の対応に納得がいかない」などと述べた。

同市は「訴状を確認するまではコメントできない」としている。